

自動車臨時運行許可番号標を失効したので、寒川町自動車臨時運行許可に関する規則（昭和62年寒川町規則第12号）第8条の規定に基づき公告する。

平成30年4月10日

寒川町長 木村俊雄

No.	失効番号標	失効理由
1	湘南30-36寒川	番号標 未返却
2	湘南31-14寒川	番号標 亡失
3	湘南31-27寒川	番号標 亡失
4	湘南31-29寒川	番号標 未返却
5	湘南31-44寒川	番号標 亡失